

宮城県地域医療構想調整会議部会運営要領

(目的)

第1 宮城県地域医療構想調整会議に設置する部会に関して、宮城県地域医療構想調整会議開催要綱第5第2項の規定により、本要領を定める。

(構成等)

第2 部会の名称は次に定めるとおりとし、別表に掲げる者の出席をもって開催する。

- (1) 地域医療構想調整会議（仙台区域：仙台市域部会）
- (2) 地域医療構想調整会議（仙台区域：塩釜・黒川地区部会）
- (3) 地域医療構想調整会議（仙台区域：名取・亶理地区部会）

(部会長及び副部会長)

第3 各部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、会議の進行を行う。
- 3 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

(会議等)

第4 部会は、保健福祉部長が招集する。

- 2 保健福祉部長は、必要があると認めるときは、部会に構成員以外の者を出席させることができる。
- 3 保健福祉部長は、必要があると認めるときは、議事に応じて構成員を限定して会議を開催するなど柔軟に運用できるものとする。

(庶務)

第5 部会の庶務は、宮城県保健福祉部医療政策課において処理する。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

(別表)

宮城県地域医療構想調整会議(仙台区域:仙台市域部会) 構成員

分野	No	構成員
医師会	1	仙台市医師会 代表者
病院	2	JR仙台病院 代表者
	3	仙台循環器病センター 代表者
	4	東北公済病院 代表者
	5	仙台市立病院 代表者
	6	東北医科薬科大学病院 代表者
	7	東北労災病院 代表者
	8	東北医科薬科大学 若林病院 代表者
	9	仙台整形外科病院 代表者
	10	光ヶ丘スペルマン病院 代表者
	11	JCHO仙台病院 代表者
	12	仙台医療センター 代表者
	13	東北大学病院 代表者
	14	仙台厚生病院 代表者
	15	仙台オープン病院 代表者
	16	中嶋病院 代表者
	17	広南病院 代表者
	18	仙台赤十字病院 代表者
	19	杜都千愛病院 代表者
市町村	20	仙台市健康福祉局保健衛生部 代表者
保健所	21	仙台市保健所 所長

(別表)

宮城県地域医療構想調整会議(仙台区域:塩釜・黒川地区部会) 構成員

分野	No	構成員
医師会	1	宮城県塩釜医師会 代表者
	2	黒川医師会 代表者
病院	3	塩竈市立病院 代表者
	4	富谷中央病院 代表者
	5	仙塩総合病院 代表者長
	6	松島病院 代表者
	7	坂総合病院 代表者
	8	公立黒川病院 代表者
	9	宮城利府掖済会病院 代表者
	10	仙台リハビリテーション病院 代表者
市町村	11	塩竈市健康福祉部 代表者
	12	大和町保健福祉課 代表者
保健所	13	宮城県塩釜保健所 所長
	14	宮城県塩釜保健所黒川支所 支所長

(別表)

宮城県地域医療構想調整会議(仙台区域:名取・亶理地区部会) 構成員

分野	No	構成員
医師会	1	亶理郡医師会 代表者
	2	名取市医師会 代表者
	3	岩沼市医師会 代表者
病院	4	宮城県立がんセンター 代表者
	5	東北医科薬科大学 名取守病院 代表者
	6	国立病院機構宮城病院 代表者
	7	南浜中央病院 代表者
	8	総合南東北病院 代表者
市町村	9	名取市健康福祉部 代表者
	10	岩沼市健康福祉部 代表者
	11	山元町保健福祉課 代表者
保健所	12	宮城県塩釜保健所 所長
	13	宮城県塩釜保健所岩沼支所 支所長